

保管場所使用権原疎明書面（自認書）

自動車保管場所証明申請

自動車保管場所届出

に係る保管場所である

土地

建物

は、自己が単独で

所有

管理

していることに間違いありません。

博多 警察署長 殿

自動車保管場所証明申請書に添付する場合は「自動車保管場所証明申請」に、自動車保管場所届出書に添付する場合は「自動車保管場所届出」にレ印を付けてください。

該当する箇所にチェックマークを記入
入れてください。

平成30 年 2 月 5 日

土地・建物の所有者から当該土地・建物の管理委託を単独で受けている者が、当該土地・建物を自動車の保管場所として使用する場合は、「管理」にレ印を付けることができます。

※ 当該土地・建物の賃貸借契約等に基づく借受人は、本書を使用することができません（保管場所使用承諾証明書等を提出してください。）。

〒 (812-8576)

住 所 福岡市博多区東公園7番7-707号

自動車保管場所証明申請書の申請者又は自動車保管場所届出書の届出者と同一になります。

氏 名 博多 花子

電話番号 092-〇×□-〇×△□

- 注 1 この書面は、申請者又は届出者が自動車の保管場所である土地又は建物を自己単独で所有し、又は管理している場合に使用することができます。
2 □内には、該当するものにレ印を記入してください。